

北上市告示甲第50号

北上市こども計画策定委員会要綱を次のように定める。

令和6年8月1日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市こども計画策定委員会要綱

(設置)

第1 北上市こども計画（以下「計画」という。）の策定に関し意見を聴くため、北上市こども計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し市長に意見を述べること。
- (2) その他計画の策定に関し必要と認めること。

(組織)

第3 委員会は、委員15人以内をもって組織し、北上市子ども・子育て会議委員（北上市子ども・子育て会議条例（平成25年北上市条例第24号）第3条の規定により委嘱を受けた委員をいう。）のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康こども部子育て支援課において処理する。